

Vietnamese

# Business & Law

月刊 ベトナム法令・ビジネス情報

## NEWSLETTER

2011年2月28日号

### 目次

頁

#### I. 2010年の重要な会計・税務・投資関連規定

- |  |   |
|--|---|
| 1. 政令 Decree No. 51/2010/ND-CP 号：インボイス発行・管理及び使用における変更点について | 1 |
| 2. インコタームズ 2010：貿易取引条件の解釈に関する国際規則について                      | 1 |
| 3. 通達 Circular No. 66/2010/TT-BTC 号：移転価格税制に関する新たなガイドライン    | 1 |
| 4. 通達 Circular No. 186/2010/TT-BTC 号：海外への利益送金に関する新たなガイドライン | 2 |
| 5. 政令 Decree No. 43/2010/ND-CP 号：企業設立に関する新たなガイドライン         | 2 |

#### II. 会計・税務・投資ニュース

- |   |   |
|---|---|
| 1. 外国人の居住証明書類及び外国人居住者の個人所得税確定申告に関して           | 3 |
| 2. 法人税損金算入費用に関して                              | 3 |
| 3. 客観的な理由によるインボイス紛失時の処理方法に関して                 | 3 |
| 4. 契約相手方の契約違反により受け取った賠償金に対する外国契約者税 (FCT) に関して | 3 |



**I-GLOCAL**  
incubate the next

### I-GLOCAL CO., LTD. SCS GLOBAL AUDIT COMPANY LIMITED "SCSA"

"SCSA" is a group audit firm of I-GLOCAL

Hanoi – Room 1503, 15th Floor, VIT Tower, 519 Kim Ma St., Ba Dinh Dist., Hanoi, Vietnam Tel: +84 4 2220 0334

HCMC – Room 903, 9th Floor, Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue St., Dist. 1., HCMC, Vietnam Tel: +84 8 3827 8096

#### Key Contacts

(Japanese) **Yusuke Kaburagi** (燕木): yusuke.kaburagi@i-glocal.com

**Yoshinao Nagai** (永井): yoshinao.nagai@i-glocal.com

(HCM Office) **Nguyen Dinh Phuc**: nguyen.dinh.phuc@i-glocal.com

**Vo Tan Huu**: vo.tan.huu@i-glocal.com

(Hanoi Office) **Nguyen Quynh Nam**: nguyen.quynh.nam@scsglobal.vn

**Ta Huong Ly**: ta.huong.ly@i-glocal.com

**Takayuki Jitsuhara** (真原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

**Tran Nguyen Trung**: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

**Vu Lam**: vu.lam@scsglobal.vn

**Nguyen Cam Chi**: nguyen.cam.chi@scsglobal.vn

**Tran Phu Son**: tran.phu.son@i-glocal.com

© 2010 I-GLOCAL CO., LTD. All rights reserved.

This newsletter is published for our clients and other interested parties. The information presented contains only highlights and we recommend that you seek professional advice before taking action on specific issues. Please contact: I-GLOCAL offices (info@i-glocal.com) for further information.



## 1. 2010年の重要な会計・税務・投資関連規定

### 1. 政令 Decree No. 51/2010/ND-CP号：インボイス発行・管理及び使用における変更点について

2010年5月14日付で、政府は政令 Decree No. 89/2002/ND-CP号に代わるものとして、商品販売・サービス提供に関するインボイス使用についての政令 Decree No. 51/2010/ND-CP号（「政令 51」という）を発行した。政令 51によると、企業は2011年1月1日以降税務局からインボイスを購入せず自己印刷できることとなる。

政令 51によりインボイス使用の自主権を企業へ与えることで、ベトナム全国のインボイスに関する実行範囲及び認識を変更させ、税務局でインボイス購入のための行列ができるといったような問題が解決されると予想される。

2010年、2011年の年初に財務省及び税務総局は政令 Decree No. 51/2010/ND-CP号のガイドラインとなる法令を発行した。

### 2. インコタームズ2010：貿易取引条件の解釈に関する国際規則について

インコタームズ（「International Commerce Terms」の省略）とは、貿易取引における運賃、通関手続きの手数料、保険料、リスク（損失責任）の負担及び商品への責任移転時点等に関する条件を定める国際規則のことである。

インコタームズ 2010 は、国際商業会議所（International Chamber of Commerce: ICC）が2010年9月に策定し2011年1月1日発効、インコタームズ 2000の代わるものとなる。インコタームズ 2010 は 11 条件に改定された（イン

コタームズ 2000 では 13 条件であった）。以下にインコタームズ 2000 からの主な変更点をあげる。

インコタームズ 2000によれば、FOBにおいては、売主の責任負担は「本船の手すり」（Ship Rail）までだ定められていたが、インコタームズ 2010では「船上」（On Board The Vessel）に変更された。従って、リスクが売主から買主に移転される時点は、本船の手すりを越える時点ではなく船上に貨物を置いた時点からとなる。

インコタームズ 2000に定められた DEQの代わりに DAT（Delivered At Terminal）ターミナル持込渡し、DAF、DES、DDUの代わりに DAP（Delivered At Place）仕向地持込渡しが新設された。その内、「Terminal」及び「Place」は「仕向港埠頭」及び「仕向港」を意味する。

### 3. 通達 Circular No. 66/2010/TT-BTC号：移転価格税制に関する新たなガイドライン

2010年4月22日付で財務省は2005年12月19日付の通達 Circular No. 117/2005/TT-BTC号に代わるものとして、通達 Circular No. 66/2010/TT-BTC号（以下、「通達 66」という）を発行した。

通達 66 は、関連者間取引における市場価格の確定に関するガイドラインを定めたものである。近年の税務関連規定の修正、税務管理・査察プロセスの明確な変更とともに、通達 66 の発行は、ベトナム税務管理機関の移転価格問題に対する関心と従来以上の積極性を意味する。税務総局は市省の税務局に対し、連続して赤字となっている外資企業に注目するよう指示している。



通達 66 の規定によると、企業は法人税確定申告の際に、通達 66 の添付書式 1-GCN-01/QLT を用いて関連者間取引に関する報告書を作成し提出する義務がある。同報告書の提出期限は法人税確定申告の提出期限と同じである。通達 66 は発行日より 45 日後に発効している。

#### 4. 通達 Circular No. 186/2010/TT-BTC 号：海外への利益送金に関する新たなガイドライン

2010 年 11 月 18 日付で財務省はベトナムに直接投資する外国組織・個人（以下、「外国投資家」という）の海外への利益送金に関する通達 Circular 186/2010/TT-BTC 号を発行した。それによると、基本的に会計年度が終了した際、企業が政府に対する税務等の義務を十分に果たし、また会計監査済みの決算報告書及び法人所得税確定申告書を管轄税務局に提出した後、外国投資家はベトナムでの直接投資により得た利益を海外に送金することができる。

同通達は 2004 年 12 月 23 日通達 Circular 124/2004/TT-BTC 号に代わり、2011 年 1 月 3 日より発効している。より詳細については、ニュースレター 2010 年 12 月 25 日号にて紹介している。

#### 5. 政令 Decree No. 43/2010/ND-CP 号：企業設立に関する新たなガイドライン

2010 年 4 月 15 日付で政府は政令 Decree No. 88/2006/ND-CP 号に代わるものとして、企業登録に関する政令 Decree No. 43/2010/ND-CP 号（「政令 43」という）を発行した。政令 43 によると、国家の企業登録情報ウェブサイトを通じた企業登録申請書類の提出が可能となり、提出書類の審査状況のフォローや企業登録情報の検索等もできる。そのウェブサイトにて提出する

書類は、直接提出する書類と同様に取り扱われる。

政令 43 によると、企業設立申請の際、事業登録の代わり企業登録手続（事業及び税務の登録）が実施され、「事業登録証明書」の代わりに「企業登録証明書」が発行される。同政令の発効以前に「事業登録証明書」を既に取得した企業は「企業登録証明書」への変更手続を行う必要はないが、企業登録内容の修正・変更を行う場合、「企業登録証明書」への変更が必要となる。

企業 1 社あたり 1 つの企業コードが発行され、企業コードは事業登録コードと税コードを兼ねる。

企業登録は現行と同様に地方の計画投資局或いは事業登録機関（自営業登録の場合）にて実施される。

政令 43 は企業登録及び企業の支店・駐在員事務所活動登録の手続きと提出書類についても定めている。なお、企業登録証明書の発行にかかる所要日数は現行の 10 日間から 5 日間に短縮される。

政令 43 は 2010 年 6 月 1 日より発効している。



## II. 会計・税務・投資ニュース

### 1. 外国人の居住状況証明書類及び外国人居住者の個人所得税 (PIT) の確定申告に関する2010年12月9日付税務総局発行のオフィシャルレター Official Letter No. 4999/TCT-TNCN号

同オフィシャルレターによると、外国人がベトナム以外の国での居住を証明するためには、当該国の税務機関により発行される居住者証明書の原本が必要とのことである。また、その原本に関しては、1999年6月3日付外務省発行の通達 Circular No. 01/1999/TT-NG 号第 I 項第 3 点目のガイダンスにより、公証及びベトナム語翻訳が必要である。

ベトナムの居住者である外国人がベトナムでの勤務を終了する際には、個人所得税の確定申告を行わなければならない。なお、その課税年度内において、当該外国人の帰国後に雇用者（所得支払者）が当該外国人にベトナムでの勤務期間に関連する給与・報酬を追加で支払う場合、雇用者は個人所得税を源泉徴収し、申告及び納付しなければならない。

### 2. 法人税損金算入費用に関する2010年12月15日付税務総局発行のオフィシャルレター Official Letter No. 5107/TCT-CS号

税務総局がホーチミン市税務局へ送付した同オフィシャルレターによると、

- ❖ 組織・個人に寄付するためのカレンダー、手帳、ベトナムの絵画、ネクタイ、円錐形の帽子等の購入費用は、法人税確定申告において合理的な費用と認められない。
- ❖ 企業の事業広告のためのカレンダー印刷費は、十分に合理的なインボイス・証憑類があれば、現行規定の損金算入可能枠の範囲で法人税確定申告において合理的な費用と認められる。

### 3. 客観的な理由によるインボイス紛失時の処理方法に関する2010年12月13日付税務総局発行のオフィシャルレター Official Letter No. 5043/TCT-CS号

同オフィシャルレターによると、移動中に泥棒・強盗によりインボイスを紛失した企業に対し、公安機関による書面で泥棒・強盗によるインボイス紛失が客観的に確認される場合、2002年7月2日付行政違反処罰法の第3条に基づき企業は行政処分を受けない。

### 4. 契約相手方の契約違反により受け取った賠償金に対する外国契約者税 (FCT) に関する2010年12月22日付税務総局発行のオフィシャルレター Official Letter No. 5206/TCT-CS号

同オフィシャルレターによると、外国契約者がベトナムの契約相手から契約違反による賠償金を受け取る場合、その所得は外国契約者税の課税対象となる。課税は外国契約者税の法人所得税部分のみであり、賠償金額の2%をベトナム側の契約当事者が源泉徴収して納付することとなる。



CIT	Corporate Income Tax 法人税	IZ	Industrial Zones 工業団地
PIT	Personal Income Tax 個人所得税	JVs	Joint Venture Companies 合弁会社
VAT	Value Added Tax 付加価値税	MoF	Ministry of Finance 財務省
FCT	Foreign Contractor Tax 外国契約者税	MoIT	Ministry of Industry and Trade 商工省
FA	Fixed Asset 固定資産	MoLISA	Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs 労働傷病兵社会福祉省
GDC	General Department of Customs 税関総局	MPI	Ministry of Planning and Investment 計画投資省
GDT	General Department of Taxation 税務総局	OL	Official Letter オフィシャルレター
EPE	Export Processing Enterprise 輸出加工企業	SBV	State Bank of Vietnam ベトナム中央銀行
EPZ	Export Processing Zone 輸出加工区	SST	Special Sales Tax 特別売上税